昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

倉吉児童相談所 米子兒童相談所

同

口

十月六日

昭和三十年十月三日

行 年 月

日

監 査 箇

中央児童相談所

◇監査公告

查 公

鳥取県監査公告第百三十二号

に係る各児童相談所の定期監査を執行したので、 地方自治法第百九十九条の規定に基き、 昭和二十九年度 その結

果を次のとおり公表する。

昭和三十年十一月二十二日 鳥取県監査委員

大 近 本

夫 一

監別器材の充実等種々問題が未解決であるため運営に困 或いは心理判定員、精神科医の配置または委囑の問題、

な面が認められる。

また問題児童の施設入所措置に

0

響によつて再び増加の傾向にあつて、これらの内容にお

いては複雑多岐にわたつており、特に兒童福祉司の増員、

本 四利 郎 治

児に対する措置等業務は活溌化し、勢い相談件数も増加 を執行したのであるが、その結果近年児童福祉の重要性 今回県下三児童相談所に対する昭和二十九年度定期監査 監査概評 両面の問題である。卽ち問題児童は最近の経済情勢の影 ら依然として運営上の隘路となつているものは人的施設 してきたことが認められ、眞に結構である。 が各方面において認識され、教育教護の相談を始め問題 しかしなが

に対しては家庭環境の改善指導に主眼を置き絶えず保護

指導を强力に推進すべきであるが、根本的対策を

てもその收容能力に限度があり、

このため未收容兒童

觀察、

いと思われるけれども、兒童福祉行政の大局的見地か 施設の拡充の三点が考えられるので財政的に容易では して兒童福祉司完全配置、一時保護所の完全利用、入所

5 な

監査概况

監査概况 なお各所別の概况は次の通りである。 を挙げしめるよう强く県当局に要望する次第である。 して指摘事項に対しては充分考慮を払い早急にその成果 米子兒童相談

所

昭和三十年十月三日監査

である。 社会狀態及び家庭環境等あらゆる惡環境に支配されて 及び養護相談並びに教育相談所弓浜地区兒童の問題等 について要保護兒童の診断に努力していることは結構 当所は兒童福祉法第二十七条第一項に基き犯罪兒童 しかしながら発育する兒童は、その生活環境

Ξ

監査委員 松 本 利 治

> 問題兒童に立至るものであ 童社会の基盤を礎くやり一段の努力を望む。 啓蒙により保護活動を容易ならしめると共 り家庭及び社会に対し兒童相談所業務内容の周知徹底 ることによつて解消するものであるので兒童はもとよ が喫緊事であると認められるので考究対処し明る であり、消極的 早期治療により該当兒童の救済を図ることが肝要 相談より積極的相談へと前進すること b これが根本原因を打開 に早 期発 \lor す

生じているのであるが、早急とれが対策を構じ兒童保 護の万全を期するよう善処されたい ついては未だ実現を見ず兒童保護事務に多大の支障を 従前より監査のつ度指摘している精神科医の委囑に

所に昇格せしめ人員を整備して業務の完遂を期せられ また当所取扱件数等から見て現在のD級からC級相談

施設及び囑託医師の報告、 続きをとつているが 保護兒童に対する医療扶助費の支給については收容 これに対する審査機関なく支払 請求により扶助費の支払手

である。 任をもてる事務処理が肝要であるので善処すべきであ 事務に確信を持たざるままに 医療基金事務所等審査機関を通じ確信か 処理 して いることは遺憾 って す で う

Ξ

倉吉兒童相談所

監査委員

Ш

昭和三十年十月三日監査

JŲ

金を支払うことが至当と思はれるので考究善処され が支払らわれていない。 で入所兒童の中で主食を持参したものに対しては代金 Ø がある。 併設の一時保護所における給食措置が妥当でな 即ち法定給食費五十三円五十三錢であるの 法定額の以内において適当代 \lor た

である。 合のもの、或いは名簿の不明瞭のもの等があるので 教育收容兒童名簿の処理狀況を明確にして置く 係機関の連絡を密に 卽ち入所兒童に対する指令書の年月日が不突 し適正に処理す べきである。 べき

> 与え、 兒童福祉司は所長兼務であるが、兒童福祉の第一線機 置は急務と思われ 関として専問技術をもつて必要な援助、 面からも里親開拓は急務である。また現在里子狀况に 名であるが、施設入所兒童の交流及び兒童保護福祉の 底期し難い面があるので、 数は十七名に対し、 専任兒童福祉司の配置について配意されたい。 中央兒童相談所 里親開拓に て訪問指導記錄は明確に記入して置くべきである。 その福祉の增進を積極的に遂行することは、 ついて一層努力され る。 委託里親は十一名、 他所と同様專任福祉司 たい。 指導、 里子委託十三 現在里親登錄 助言を 現在 Ø

監査概况

昭和三十年十月 六日 監査

監査委員 Щ 本 24

に関し、 この指令書の遅延、 当所は県下各兒童相談所で扱う兒童の施設、 その適否を決定し措置しているのであるが 或 いは 連絡不十分等に 入退所 支障を

_ 関係当局と協議し考究されたい。 道公安室から送致されるものが約三十人あり、宿直員 度で延一、三二五人であり、中でも夜間列車により鉄 いる現狀からして夜間における兒童の取扱方法につき 一人では引取その他業務について色々不都合を生じて 併設の一時保護所における取扱の兒童は、二十九年

 \equiv しておくべきである 査指導については訪問記錄をなし、 おける里親登錄数は五十一名に対し、委託里親数三十 一名、里子委託四十一名であるが、 里親制度の運営について一層努力されたい。 その経過を明確に 委託後における調 管内に

あつたが この中処理されたものは五二一件で、未処理五十九名 層嚴格にされたい。二十九年度取扱総件数五八〇件、 があつた。 業務実績の基礎となる統計数字のはあくについて一 処理件数の内訳が計数的に符合しないも

行 日 火 金

発

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

五 おける給食関係事務は形式的処理に陷り、 経理出納事務は概ね良好と認めたが、 一時保護所に 事務繋鎖で

あるので根本的に考究改善されたい。

兖 ϵ_0

鳥

鳥

東

HJ

刷 行 鳥 所 取 者 取 縣 縣 鳥 鳥取鳥取 市市 取東 町 縣 取 印

刷

所

縣